

2024年8月1日

各 位

会 社 名 株式会社ANAP  
代表者名 代表取締役社長 家高 利康  
(コード3189・東証スタンダード)  
問合せ先 専務取締役 管理本部長 竹内 博  
電話番号 03-5772-2717

## 第三者割当による普通株式及び第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行、 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年8月1日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、2024年10月3日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の承認決議が得られることを条件として、割当予定先に対して、第三者割当の方法により、当社普通株式及び第6回新株予約権の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

決議事項は以下の①から③となります。

- ① 株式会社ネットプライス（以下「ネットプライス社」といいます。）とネットプライス事業再生有限責任事業組合（以下「ネットプライス組合」といいます。）に対し、当社普通株式（以下「本普通株式」といいます。）を、第三者割当の方法により発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。）
- ② ネットプライス社、ネットプライス組合及び有限会社ジー・アイ・エム商事（以下「ジー・アイ・エム商事」といいます。）に対し、第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、第三者割当の方法により発行すること（以下「本新株予約権割当」といいます。）
- ③ 2024年10月3日開催予定の本臨時株主総会において、(i) 本第三者割当増資、(ii) 本新株予約権割当、(iii) 発行可能株式総数の増加及び目的事項の追加（以下「本定款変更」といいます。）の各議案を付議すること

なお、上記の資本調達を前提とした事業計画の概要については、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」といいます。）が本事業再生ADR手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の合意により2024年7月31日に成立しております。

その詳細につきましては、2024年7月31日公表の「事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」をご参照ください。

I. 本第三者割当について

1. 募集の概要

A. 普通株式

(1) 払 込 期 日	2024年10月7日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 3,409,000株
(3) 発 行 価 額	1株につき396円
(4) 調 達 資 金 の 額	1,349,964,000円 本普通株式の発行は、その一部を金銭以外の財産の現物出資による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。））により行われるものであります。
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方法により、ネットプライス社及びネットプライス組合に全株式を割り当てます。 (内訳) ネットプライス社 : 505,000株 ネットプライス組合 : 2,904,000株
(6) そ の 他	詳細は別紙1「普通株式発行要項」をご参照ください。 なお、本普通株式は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認、本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。

B. 第6回新株予約権

(1) 割 当 日	2024年10月7日
(2) 新株予約権の総数	17,676個
(3) 発 行 価 額	総額2,828,160円（本新株予約権1個につき160円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	1,767,600株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は396円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数1,767,600株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	702,797,760円（差引手取概算額:655,097,760円） (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 2,828,160円 新株予約権行使による調達額 : 699,969,600円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。払込金額の総額は、本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。また、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。加えて、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 396円 当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経

	<p>過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知し、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日（「取引日」とは株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たに行使価額修正をすることができません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法により、ネットプライス社及びネットプライス組合に割り当てます。</p> <p>(内訳)</p> <p>ネットプライス社 : 7,575 個  ネットプライス組合 : 7,576 個  ジー・アイ・エム商事 : 2,525 個</p>
<p>(8) そ の 他</p>	<p>① 新株予約権の取得</p> <p>本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>② 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>③ その他</p> <p>前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生、本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認、本定款変更に係る議案の承認の承認が得られることを条件としています。</p>

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集に至る経緯及び目的

当社は、1992年の創業から30年以上に亘り、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてまいりました。店頭での対面販売を行う「店舗販売事業」、自社運営のECサイト及び外部のECサイトでの販売を行う「インターネット販売事業」を主要なセグメントとし、その他に法人向けの販売を行う「卸売販売事業」、「ライセンス事業」及び「メタバース関連事業」を事業セグメントとしております。主要事業である店舗販売事業においては、当社ブランドに共感する販売力の高いスタッフが接客を行うことで顧客満足を高め、もう一つの主要事業であるインターネット販売事業においては、ファッションEC創成期から他社に先駆けて自社オリジナルECサイトを展開してきたことで、業界でも高水準のEC比率を強みとして事業拡大してまいりました。

最近の当社の業績は、2020年以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、政府・自治体の施策等で行動制限がなされ人流が滞ったことや、商品調達における海外サプライチェーンが停滞したこと、インターネット販売への新規参入が増加し競争が激化したこと、長期に亘る行動制限により消費者の Apparel 需要が変容したことなどの複合的な要因から継続的に厳しい状況にあります。2023年に入って、ようやく様々な制限が緩和・解除されたことにより人流が回復し、店舗販売事業については改善の兆しがあるものの、インターネット販売事業においては、同事業を立て直すべく2022年10月31日に第5回新株予約権を発行し、その調達資金を広告宣伝費に充当する予定としておりましたが、株価低迷により新株予約権の行使が進まず資金調達ができなかったことや、費用対効果を考慮し各種施策の実施を抑えたことなどから、同事業の立て直しは滞っている状況にあります。結果として、2023年10月13日に公表した「2023年8月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」のとおり、4期連続の営業利益の赤字となり、上場来初めて期末において債務超過(▲893百万円)となり、その後も業績の回復が遅れていることから、2024年8月期第3四半期においては債務超過の額(▲1,693百万円)はさらに拡大しております。さらに、2023年8月期有価証券報告の「継続企業の前提に関する注記」に記載のとおり、資金繰りの悪化や自己資本の脆弱性、売上高の減少や収益率の低下を早期に是正する必要性が生じております。

このような事態を改善すべく2023年10月13日付の「事業再生ADR手続及び株式会社ネットプライスとのDIPファイナンスに係る契約締結に関するお知らせ」のとおり、本事業再生ADR手続を利用して取引金融機関の合意のもとで、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図っていくことといたしました。本事業再生ADR手続は、2024年7月31日開催の第3回債権者会議(続行期日7)において、資本政策を含めた事業再生計画案の決議を得ております。

本第三者割当増資は、本事業再生ADR手続の決議を基に、取引金融機関に金融債権の放棄を要請するとともにDIPファイナンスによる借入負債に対するDESの手法を併せて用いることで、借入負担軽減と資本増加による債務超過解消を同時に実現し、財務体質の改善を図れると考えております。

また、同時に実施する本新株予約権割当により、将来における万一の際の資金確保と事業再生のための資金として調達することを目的としております。

### (2) 本第三者割当を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。

当社は、まず債務超過の解消をはかるべく、新株式の発行を通じて、確実に資本の増強を図る事といたしました。この事業再生ADR手続の過程においては、2024年7月31日付で公表した「事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」のとおり、対象債権者である金融機関の債権放棄を実施いただくとともに、債権放棄後の残債務を一括で返済することも決定しております。また、事業再生ADR手続の中で実施した、ネットプライス社からのDIPファイナンスによる貸付金をDES(デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。))により、ネットプライス社及びネットプライス組合の新株式の資金に振り替えることも同時に実施いたします(ネットプライス組合の新株式資金に振り替える貸付金は、同組合がネットプライス社から譲渡を受ける予定です)。

一方で、新株式発行による調達においては、増資後に万が一、債務超過に陥った際に当社主導で新株予約権の行使を求めることが出来る条件を付して発行しております。また、本新株予約権の行使による調達資金は、将来の事業資金としての性格も併せ持っております。新株予約権の行使については、行使がより円滑に進むよ

うに、行使価額修正条項付新株予約権での発行を選択いたしました。

下記に記載した本第三者割当の概要、その他の資金調達方法の検討を踏まえ、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であると判断し、その発行を決議しました。

(本第三者割当の概要)

A. 普通株式

当社の普通株式です。

B. 第6回新株予約権

当社は、本新株予約権について、発行要項で以下の内容を定めています。

① 行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知し、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権を取得する日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

③ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

なお、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を行った場合には、速やかにTD-Netを通じて開示いたします。

④ 行使指示条項

本新株予約権は、その行使による資金調達の実現性を高めるために、当社と割当予定先との間で締結予定の総数引受契約の中で行使指示条項が付されております。その内容は、当社株式の市場での株価水準が80%以上である場合に、四半期末日の純資産の額が正であることが達成できない合理的なおそれが存在する場合、もしくは事業再生計画案の履行又は資金繰りを維持することができない合理的なおそれが存在する場合に、割当先に対して当社が行使指示を出せるというものであります。

(その他の資金調達方法の検討について)

当社は、本資金調達を行うにあたり、当社の目的を達成する方法として、金融機関からの借入れ、公募増資、ライツ・イシュー、社債発行等の資金調達方法を検討いたしましたが、いずれも実現性は少な

いものと考えられます。

① 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れについては、本事業再生ADR手続により金融機関からの既存借入れも含めて協議をしており、新たな借入れが困難であること、また調達資金額が全額負債となるため、財務の健全性が低下することから、当社の目的に沿わないものと考えております。

② 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、株式の需給状況も直ちに悪化するため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、既存株主の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 社債

社債による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務の健全性が低下することから、当社の目的に沿わないものと考えております。

⑤ 行使価額固定型の新株予約権等

行使価額固定型の新株予約権は、行使時点での株価推移によっては発行体の期待通りの行使が進まないことがあり、万一の際の資金としてより確実に行使を促す必要があるため行使価額固定型の新株予約権等は、今回の調達に適当でないと判断しました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	1,202,761,760円
発行諸費用の概算額	47,700,000円
差引手取概算額	1,155,061,760円

(注) 1. 払込金額の総額は、本普通株式の払込価額総額 499,964,000円、本新株予約権の払込金額の総額(2,828,160円)及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(699,969,600円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 4,200万円、本新株予約権の価値算定費用 200万円、有価証券届出書作成支援費用 100万円、登記費用関連費用 100万円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用等) 170万円となります。

4. 払込金額の総額は、本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

A. 普通株式

具体的な使途	金額	支出予定時期
現物出資による債務の株式化 (DES)	850,000千円	2024年10月
金融機関からの借入の返済	500,000千円	2024年10月

(注) 資金調達の一部を金銭以外の財産の現物出資の方法 (DES) によるため、金銭による払込みは、499,964千円となります。

現物出資の目的となる債権の内容につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (3) 現物出資の目的となる財産の内容」をご参照ください。

現物出資による債務の株式化となる対象債権

借入先	借入日	元金	利息	担保の有無	返済予定日
(株)ネットプライス	2023年11月24日	250,000千円	2.0%	有	2024年10月7日
(株)ネットプライス	2024年4月24日	250,000千円	2.0%	有	2024年10月7日
(株)ネットプライス	2024年7月31日	100,000千円	2.0%	有	2024年10月7日
合計額	—	600,000千円	—	—	—

(注) 1. 借入目的は、主として運転資金であります。

2. DES の予定額である850,000千円に対する元金の不足額 (250,000千円) については、新株式発行日の2024年10月7日までに借入の実行を行う予定であります。

3. 売掛金及び商品在庫を担保に供しております。

4. 当該 DES 対象債権の返済期日は、いずれも「事業再生計画案の決議のための債権者会議後のスポンサーによる増資が実施された日若しくはこれに相当する支援が実施された日」と定められており、本第三者割当増資実施予定日の2024年10月7日を返済予定日としております。

5. ネットプライス社が有する当社への貸付債権の一部は、ネットプライス組合に債権譲渡される予定であります。

金融機関への返済予定

金融機関名	借入残高	債権放棄額	債権放棄後の残債務	返済予定額
(株)りそな銀行	700,000,000	502,564,102	197,435,898	197,435,898
(株)三井住友銀行	300,000,000	215,384,615	84,615,385	84,615,385
(株)みずほ銀行	300,000,000	215,384,615	84,615,385	84,615,385
(株)商工組合中央金庫	300,000,000	215,384,615	84,615,385	84,615,385
(株)三菱UFJ銀行	250,000,000	179,487,179	70,512,821	70,512,821
オリックス(株)	100,000,000	71,794,871	20,205,129	20,205,129
合計額	1,950,000,000	1,399,999,997	550,000,003	550,000,003

(注) 1. 借入目的は、主として運転資金であります。

2. 2024年7月31日付で公表した「事業再生ADR 手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」のとおり、各金融機関に同一割合での債権放棄を承認いただき、債権放棄後の残債額については、一括返済をする予定であります。

3. (株)りそな銀行借入残高の内の200百万円の当初返済期日は2027年11月30日、(株)商工組合中央金庫の借入残高全額の300百万円の当初返済期日は2034年7月31日であり、その他の債権は、当座貸越契約に基づく借入であり返済期日は定められておりません。

4. 事業再生計画案に基づく返済は、2024年10月7日の増資関連の手続が完了した後速やかに行う予定であります。当初返済期日より前に返済することになりますが、対象債権者の同意を得て成立した債権放棄を伴う事業再生計画案に基づくものであり、当該返済は必要性・合理性を有すると考えております。

5. 返済予定額の内、50,000,003円については、ネットプライス社の当社に対する貸付金をもって

返済する予定であり、当社代表者の家高利康が所有する当社の全株式を同貸付金の担保として提供する予定です。

#### B. 第6回新株予約権

具体的な用途	金額 (千円)	支出予定時期
① 新規出店および既存店舗の改修	200,000千円	2024年10月～2027年8月
② インターネット販売事業における広告・プロモーション費用	200,000千円	2024年10月～2027年8月
③ 商品仕入等の運転資金	300,000千円	2024年10月～2027年8月

- (注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしています。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
3. 上記の表の「具体的な用途」は、現時点での優先順位の順に記載しており、優先順位の高位から順次充当する予定ですが、当初計画より変更があった場合や、自助努力により投資予定金額が減額した場合等、その余剰となった投資資金は、上記③商品仕入等の運転資金に充当いたします。
4. 本新株予約権の行使が行われなかった場合には、資金用途として期待する金銭の調達が出来なため、資金用途については他の資金調達を検討するか施策の実施を見送らざるを得ません。  
しかしながら、行使価額の修正条項を付加していることと、割当先と行使指示条項を記した引受契約を取り交わすことで概ね資金調達は可能と考えております。

具体的な用途は以下のとおりです。

当社は、本資金調達による調達資金（以下「本調達資金」といいます。）を以下の内容に充当することを予定しています。

##### ① 新規出店及び既存店舗の改修費用

本調達資金のうち200,000千円を新規出店及び既存店舗改装のための資金に充当する予定であります。内訳は新規出店のために150,000千円、既存店舗改装のために50,000千円を充当する予定であります。具体的な支出時期は現時点では未定ですが、2026年8月までの間に新規出店については5店舗程度、改装店舗については、3～4店舗程度に資金を充当していくことを考えております。

##### ② インターネット販売事業における広告・プロモーション費用

本調達資金のうち200,000千円を広告・プロモーション費用に充当する予定であります。本資金については、インターネット販売事業に留まらず、当社のブランド戦略及び商品戦略に則り、様々な媒体向けの広告・プロモーション費用に充当してまいります。

具体的には、従来当社が注力してこなかったテレビCMや、芸能事務所等との業務提携による著名なタレントを使ったイベント開催のプロモーション費用等に充当してまいります。これらの取り組みはネットプライス社が持つ豊富な知見と実績に基づく積極的な支援を得て実現可能と考えております。

### ③ 商品仕入等の運転資金

本調達資金のうち 300,000 千円を運転資金として、商品仕入代金や全社的な人材採用費用やコンサルティング費用、マーケティング費用等、販売費及び一般管理費等の支払いに充当してまいります。

### (3) 現物出資の目的となる財産の内容

本第三者割当増資は、当社が割当予定先に対し普通株式を割り当て、その払込み金額の一部を割当予定先が当社に対して有する貸付金債権残高 850,000,000 円に相当する債権の現物出資を行うことで、債権の現物出資による当社の財務内容の改善を図るものです。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第 207 条第 9 項第 5 号)。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、当社は、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、いずれも払込期日(2024 年 10 月 7 日)において本第三者割当増資を実施する時点とする予定です。このため、本第三者割当増資における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行わない予定です。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、財務基盤の改善を図り、一部は事業再生 ADR 手続の決議に基づき借入金の返済に充当し、その上で主力事業であるインターネット販売事業の立て直し、及び在庫物流管理の改善による効率化、商品仕入等の運転資金に充当して事業の再生を図ることは、財務の健全化と事業の再生により企業価値の向上につながり、更には株主価値の持続的向上に資する合理的なものであると判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### A. 普通株式

普通株式の発行価額につきましては、当社普通株式の株価動向、市場動向等を勘案し、本新株式に係る発行決議日の直前営業日(2024 年 7 月 31 日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 440 円に対し 10%ディスカウントである 396 円といたしました。当該発行価額として、本新株式に係る発行決議日の直前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社の企業価値を適切に表すものであり、当社普通株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格として合理性があると判断したためであります。

ディスカウントを実施する理由については次の通りです。当社は 2022 年 8 月に株式会社商工組合中央金庫より資本金劣後ローン 3 億円の調達を行い、当面の資金繰りには支障はありませんが、2024 年 8 月期第 3 四半期において、純資産が▲1,693 百万円と財務状態は非常に悪化しており、早期の株主資本の増強及び業績の回復のためには、本資金調達が必要不可欠と考えております。一方で、当社の直近の業績が安定的とは言えない状況の中で、割当先が割当を引き受ける際のリスクに鑑みますと、相応のディスカウントを行うことはやむを得ないと考えております。その上で、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010 年 4 月 1 日付 以下、「日証協指針」といいます。)にいう「直前営業日の当社株価終値の 0.9 を乗じた額以上」を考慮のうえ割当先と協議した結果、10%のディスカウントが適切であると判断いたしました。

なお、本普通株式の発行価額の当該直前営業日までの 1 ヶ月間の終値平均 407 円に対する乖離率は△2.7%、当該直前営業日までの 3 ヶ月間の終値平均 317 円に対する乖離率は 24.9%、当該直前営業日

までの6ヶ月間の終値平均271円に対する乖離率は46.1%となっております。

当社は、本新株式の発行価額が当社普通株式の客観的な値である市場価格を基準に決定されたものであり、日証協指針に準拠しており、合理的な発行価格であると認識しております。当社といたしましては、割当予定先が当社普通株式を中長期的に保有することにより、当社のみならず株主の皆様にも大きなメリットを有しているものと考えております。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、本新株式の発行価額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、本新株式の発行価格は日証協指針に準拠して算定されていることから、本新株式の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を取得しております。

## B. 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定について、公正性を期すため、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「プルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、同社より本新株予約権の価値算定書を取得しております。

プルータス社は、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利率、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当なものとしたし、本新株予約権の1個当たりの払込金額を該算出結果と同額の160円（1株当たり1.6円）といたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日（2024年7月31日）の東京証券取引所における普通取引の終値440円を参考として終値の90%に当たる1株396円（乖離率△10%）に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均407円に対する乖離率は△2.7%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均317円に対する乖離率は24.9%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均271円に対する乖離率は46.1%となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の東証終値と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当該判断に当たっては、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、プルータス社は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータス社は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータス社による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータス社から説明を受け又は提出を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を受けております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本普通株式については、割当予定先に対して割り当てる普通株式の数は3,409,000株、当該普通株式に係る議決権数は34,090個（2024年2月29日現在の当社の発行済株式総数5,474,800株に対する割合は62.3%、議決権総数51,239個に対する割合は66.5%）となります。

また、本新株予約権の目的となる株式数は1,767,600株であり、同株式に係る議決権の数は17,676個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、当社発行済株式総数5,474,800株に対する割合は32.3%、同日現在の当社の議決権総数51,239個に対する割合は34.5%となります。

なお、本普通株式及び本新株予約権の目的となる株式数の合算は5,176,600株であり、同株式に係

る議決権の数は 51,766 個であるため、本普通株式に加えて全ての本新株予約権が行使された場合には、当社発行済株式総数 5,474,800 株に対する割合は 94.6%、同日現在の当社の議決権総数 51,239 個に対する割合は 101.0%となります。

以上より、本第三者割当により、相当程度の希薄化が生じることとなります。

しかし、当社といたしましては、本新株式、及び本新株予約権の発行及びその行使により資金を調達することは、当社の財務体質改善のための資本増強を行いつつ、当社の主要事業であり特に業績の低迷が著しいインターネット販売事業を再生すべく広告・プロモーション費用を厚く確保することで、将来の業績の向上と経営基盤の安定化を図り、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社ネットプライス			
(2) 所 在 地	東京都港区新橋二丁目16番1号ニュー新橋ビル7階			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 古賀 賢一			
(4) 事 業 内 容	Eコマース事業			
(5) 資本金	490百万円 (2024年3月末日現在)			
(6) 設 立 年 月 日	2004年12月27日			
(7) 発 行 済 株 式 数	7,597株			
(8) 決 算 期	9月末			
(9) 従 業 員 数	20人			
(10) 主 要 取 引 先	東京瓦斯 (株)、サントリービバレッジソリューション (株) 関西電力グループ シャープ (株) 等			
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行 三菱UFJ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	エムグループホールディングアンドキャピタル(株) : 35.2% (株) Meister : 18.0% 立川光昭 : 15.0% 須田忠雄 : 13.3%			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	当社普通株式 750,000 株(14.62%)を保有しております。			
人 的 関 係	同社の執行役員林光氏が、当社の取締役を兼務しております。			
取 引 関 係	・2023年5月12日付で、当社と資本業務提携契約を締結しております。 ・同社より、事業資金として600百万円の借入を行っており、10月7日までにさらに250百万円を借り入れる予定です。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	2023年5月17日付で、当社の主要株主に該当し、関連当事者に該当します。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：千円。特記しているものを除く。)			
	決算期	2021年9月期	2022年9月期	2023年9月期
純 資 産		73,116	200,067	743,920
総 資 産		93,205	210,927	1,134,207
1株当たり純資産(円)		14,623	40,013	97,922
売 上 高		459,950	481,949	477,016
営 業 利 益		67,620	12,720	62,530
経 常 利 益		304,350	126,960	68,487

当期純利益	303,479	126,950	67,513
1株当たり当期純利益(円)	60,695	25,390	8,886
1株当たり配当金(円)	—	—	—

- (注) 1. 当社は、ネットプライス社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。ネットプライス社、またその役員、主要株主が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関（株式会社TMR、代表取締役社長：高橋新治）に調査を依頼し、当該調査機関から、割当予定先が反社会的勢力等の関与事実がない旨の調査報告書を受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。
2. 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り、2023年9月30日現在におけるものであります。

(1) 名称	ネットプライス事業再生 有限責任事業組合	
(2) 所在地	東京都港区新橋二丁目16番1号ニュー新橋ビル7階	
(3) 設立根拠等	有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項	
(4) 組成目的	投資業 匿名組合契約の締結並びにその出資財産の管理運用 株式、有価証券等の保有、管理及び運用等	
(5) 成立日	2024年7月25日	
(6) 出資の総額	70,000円	
(7) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	株式会社ネットプライス : 71.4% 立川 光昭 : 28.6%	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ネットプライス
	所在地	東京都渋谷区
	代表者の 役職・氏名	代表取締役 古賀 賢一
	事業内容	Eコマース事業
	資本金	490百万円
	(9) 当事会社間の関係	
資本関係	ネットプライス組合の出資者であるネットプライス社が、当社普通株式750,000株を保有しております。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	ネットプライス組合の出資者である株式会社ネットプライスが、2023年5月12日付で、当社と資本業務提携契約を締結しております。	
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	

- (注) 1. 当社は、ネットプライス組合から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。ネットプライス組合は新設組合ですが、その役員、出資者が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関（株式会社TMR、代表取締役社長：高橋新治）に調査を依頼し、当該調査機関から、割当予定先が反社会的勢力等の関与事実がない旨の調査報告書を受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。
2. 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り、2024年7月31日現在におけるものであります。

(1) 名称	有限会社ジー・アイ・エム商事
(2) 所在地	神奈川県横浜市港南区芦が谷一丁目1番6号
(3) 取締役に関する事項	取締役 安本 剛、取締役 猿谷 繁
(4) 事業内容	衣料品、雑貨、食品の企画、デザイン、清算、販売等
(5) 資本金	3百万円（2024年7月末日現在）

(6) 設 立 年 月 日	1991年4月6日
(7) 発 行 済 株 式 数	60株
(8) 決 算 期	8月末
(9) 従 業 員 数	0人
(10) 主 要 取 引 先	該当事項はありません。
(11) 主 要 取 引 銀 行	湘南信用金庫
(12) 大株主及び持株比率	安本剛：100.0%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	同社の取締役安本剛氏が当社の営業本部長を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社は、ジー・アイ・エム商事から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。ジー・アイ・エム商事、またその役員、出資者が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関（株式会社TMR、代表取締役社長：高橋新治）に調査を依頼し、当該調査機関から、割当予定先が反社会的勢力等の関与事実がない旨の調査報告書を受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。
2. 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り、2024年7月31日現在におけるものであります。
3. ジー・アイ・エム商事は、本第三者割当に際し、休眠会社を活用した資産運用会社であり、直近業績等の情報はございません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、1992年の創業から30年以上に亘り、レディースカジュアルを中心にブランドを育ててまいりました。2002年1月には、業界に先駆けてインターネットショッピングサイトの運営を開始し、インターネット販売事業は、一時は当社の売上高の6割を占めるなど、主力事業として当社を支えてきましたが、大手プラットフォームの台頭や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費者の嗜好の変容などから同事業は長期に亘る不振に陥り、当社の業績へ大きな影響を与えております。

当社においては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、店舗販売事業は回復の兆しが出てきているものの、インターネット販売事業は依然として厳しい状況が続いております。このような状況を受けて、当社は、2023年8月期において、上場来初の債務超過（893百万円）に陥り、その後も業績の回復が遅れていることから、2024年8月期第3四半期において債務超過の額（1,693百万円）が拡大しており、事業の立て直し、特に不振の続くインターネット販売事業の再生が急務となっております。

今回の普通株式及び新株予約権の割当先候補である株式会社ネットプライス（以下「ネットプライス社」といいます。）は、会員数490万人、アクティブユーザー60万人を誇るユーザーデータベースを活用したECプラットフォームサービスを展開しており、デジタル領域に特化したセールスプロモーション支援等も提供している企業であります。

ネットプライス社は、当社の現在の状況に理解を示すとともに、同社の保有するインターネット販売事業のネットワークやノウハウを活かし、当社の事業再生への積極的なサポートを表明しており、既に2023年5月12日付で当社の主要株主であった株式会社ピアズより当社株式750,000株を譲り受けております。また、同社は、美容化粧品等を取り扱う株式会社フォーシーズHDや婦人靴を取り扱う株式会社アマガサ等、当社の事業と親和性の高い企業の再生支援にも深く関与しており、これらの企業との連携やインターネット販売事業での協業が期待できます。

以上の点を考慮し、ネットプライス社との間で、2023年5月12日付で資本業務提携契約を締結いたしました。また、前述のとおり、2023年8月より事業再生ADR手続を利用して、関係当事者である取引金融機関等の全対象債権者の合意を得て事業再生を進めており、ネットプライス社には当

社のスポンサーとして、また事業パートナーとして資金・事業の両面から支援いただくこととなっております。当社と同社は、経営資源、ノウハウ等を相互に活用することで発生するシナジー効果により、インターネット販売事業のより円滑な推進が可能となっていることから、当社は、同社と新たに最終合意書（以下「本最終合意書」といいます。）を締結した上で、本資金調達実施後においても、同社がその保有比率を維持し、当社と同社の関係が維持されることが事業運営上重要であると考え、同社を割当予定先として選定いたしました。

次に、ネットプライス組合は、ネットプライス社が出資する組合であり、その運用方針等はネットプライス社も意思決定に参加し決定するものと確認しております。本新株予約権においては、当社の将来における万一の際の資金確保と事業再生のための資金として調達することを主な目的としており、当社の事業再生に向けたスポンサーとして、全面的な支援を約束してくれているネットプライス社の出資する有限責任事業組合に割り当てることといたしました。

なお、ネットプライス社とネットプライス組合に分けて割り当てる理由は、ネットプライス社単独ではないことでネットプライス社のリスクをヘッジすると同時に、ネットプライス社がネットプライス組合の組合員が投資に対するリターンを享受する機会を提供することで有限責任事業組合から安定した運営費用を得ることが可能になるためとの説明を受けております。

最後に、ジー・アイ・エム商事については、同社の取締役を務める安本氏が当社の営業本部長を兼務しており、当社の事業再生計画案の施策の企画・実行に深く関与しております。同社に新株予約権を付与することで、業績回復に伴う当社株式の市場評価の向上が、当社の業績をけん引する安本氏のモチベーション維持にも繋がると企図し、割当予定先として選定しました。

### （3）割当予定先の保有方針

当社は、2023年5月12日の取締役会において、ネットプライス社との間で資本業務提携契約を締結しているところ、2024年8月1日の取締役会において、本最終合意契約の締結を決議し、かかる資本業務提携契約については解除することとなります。当社は、ネットプライス社による本新株式の発行による当社株式の取得は、当該契約に基づく資本業務提携の一環として行われるものであり、当社の安定株主として関係強化を目的とした中長期保有の方針で本新株式を保有する方針であることを確認しております。また、ネットプライス組合においても、ネットプライス社と同様の保有方針であることを確認しております。

本新株予約権を割り当てるネットプライス社、ネットプライス組合につきましては、権利行使を前提として保有し、権利行使に基づき発行された普通株式につきましても、中長期保有とすることを口頭で確認しておりますが、株価の推移によっては、投資回収の観点から市場において売却し、利益を得る可能性が考えられます。また、当社の東京証券取引所のスタンダード市場における上場維持基準に適合するために、純資産の額が正であること及び流通株式の比率が基準を上回るために、当社からネットプライス社、ネットプライス組合及びジー・アイ・エム商事に対して一部市場において売却することの検討を依頼する可能性がございます。本新株予約権のもう1社の割当先であるジー・アイ・エム商事については、権利行使後に株式を売却することで、成功報酬的に資金の回収を行う旨の説明を受けております。

### （4）割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

本第三者割当のうち、本第三者割当増資の一部については、ネットプライス社が当社に対して有する債権を当社に現物出資する方法によるものであり、それ以外については現金による払込みとなります。当社は、ネットプライス社の決算書及び2024年6月13日付の残高明細書及び銀行通帳を確認し、払込に十分な金額がある事を確認いたしました。

本第三者割当のうち、本新株予約権については、割当予定先であるネットプライス社、ネットプライス組合及びジー・アイ・エム商事からは、払込に要する資金を保有している旨の報告を受けております。またネットプライス社及びネットプライス組合名義の銀行通帳を確認することにより、本新

株予約権の発行価額の全額及び行使に必要な資金の一定程度が確保されていることを確認しております。

ジー・アイ・エム商事においては、同社は休眠会社を活用しての資産運用会社であり、銀行預金等の残高が確認できなかったことから、同社の取締役である安本剛氏が代表を務める株式会社ベストキャリアと当社との業務委託契約の内容及びその進捗の状況等に鑑み新株予約権費用の確保は可能であると判断しました、新株予約権の行使の際の払込金額については、行使の後、取得した株式を売却することで新たな資金を獲得するとの説明を受けております。

## 7. 大株主及び持株比率

総議決権数に対する所有議決権数の割合 (2024年2月29日現在)		割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (2024年10月7日)	
家高 利康	16.88%	ネットプライス組合	35.55%
ネットプライス社	14.64%	ネットプライス社	19.54%
中島 篤三	11.73%	家高 利康	8.40%
寺岡 聖剛	8.08%	中島 篤三	5.84%
家高 祐輔	0.98%	寺岡 聖剛	4.02%
中島 睦美	0.91%	ジー・アイ・エム商事	2.45%
津留 静夫	0.81%	家高 祐輔	0.49%
(株)近藤紡績所	0.78%	中島 睦美	0.45%
竹内 博	0.78%	津留 静夫	0.40%
JP モルガン証券(株)	0.78%	(株)近藤紡績所	0.39%
NAX JAPAN(株)	0.78%	竹内 博	0.39%
—	—	JP モルガン証券(株)	0.39%
—	—	NAX JAPAN(株)	0.39%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年2月29日時点の株主名簿を基準に、2024年7月31日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年2月29日現在の発行済株式総数及び議決権数に、本普通新株式3,409,000株（議決権数34,090個）及び本新株予約権の行使により発行される株式1,767,600株（議決権数17,676個）を加えて算出しております。

## 8. 今後の見通し

本事業再生計画の当社業績見込に与える影響につきましては現在精査中でありますため、確定次第お知らせいたします。なお、対象債権者からの債務免除に伴い債務免除益に係る特別利益の計上を予定しておりますが、その詳細については、債務免除の効力が発生し次第速やかにお知らせいたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規定第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績

	2021年8月期	2022年8月期	2023年8月期
売上高	5,078,905千円	5,059,893千円	4,216,448千円
営業利益	△644,032千円	△424,789千円	△740,478千円
経常利益	△633,941千円	△441,716千円	△801,562千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△791,434千円	△525,551千円	△1,164,779千円
1株当たり当期純利益	△175.57円	△114.74円	△230.84円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	126.77円	21.58円	△174.95円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2024年2月29日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,474,800株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-株	-%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-株	-%

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2021年8月期	2022年8月期	2023年8月期
始値	586円	367円	400円
高値	636円	754円	407円
安値	310円	274円	235円
終値	363円	403円	256円

#### ② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	226円	230円	245円	221円	240円	420円
高値	271円	268円	263円	250円	429円	454円
安値	209円	211円	215円	218円	233円	368円
終値	232円	245円	223円	231円	419円	440円

(注) 2024年7月の株価については、2024年7月31日現在で表示しております。

#### ③ 発行決議日前営業日株価

	2024年7月31日
始値	425円
高値	444円
安値	425円
終値	440円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第4回新株予約権の発行

割 当 日	2022年1月21日
発行新株予約権数	5,000個
発行価額	総額4,650,000円(新株予約権1個当たり930円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取り概算額)	204,650,000円(差引手取概算額 199,850,000円) (内訳) 新株予約権発行分 4,650,000円 新株予約権行使分 200,000,000円
行使価額	1株あたり当初400円
募集時における発行済株式数	4,854,800株
当該募集による潜在株式数	500,000株
現時点における行使状況	行使済株式数:120,000株
現時点における調達した資金の額	49,116,000円
割 当 先	株式会社 Showcase Capital
発行時における当初の資金用途	① 新規出店及び既存店舗改装のための資金 ② 運転資金
発行時における支出予定時期	① 2022年1月~2023年12月 ② 2022年1月~2023年12月
現時点における充当状況	新規店舗の初期費用の一部に充当しております。

※第4回新株予約権は、行使期間(2022年1月21日から2024年1月20日)の満了に伴い消滅しております。

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2022年10月31日
調達資金の額	167,000,000円
発行価額	1株につき334円
募集時における発行済株式数	4,974,800株
当該募集による発行済株式数	500,000株
募集後における発行済株式総数	5,474,800株
割 当 先	株式会社ピアズ
発行時における当初の資金用途	① 新規出店及び既存店舗改装のための資金 ② 運転資金
発行時における支出予定時期	2022年11月~2024年10月
現時点における充当状況	当初の用途のとおり充当しております。

・第三者割当による第5回新株予約権の発行

割 当 日	2022年10月31日
発 行 新 株 予 約 権 数	15,000個
発 行 価 額	総額8,850,000円(新株予約権1個当たり590円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 り 概 算 額 )	535,350,000円(差引手取概算額 520,350,000円) (内訳) 新株予約権発行分 8,850,000円 新株予約権行使分 526,500,000円
行 使 価 額	1株あたり当初351円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	5,474,800株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	1,500,000株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数：0株
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額	0円
割 当 先	株式会社ピアズ：14,000個 ジェミニストラテジーグループ株式会社：1,000個
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① メタバース関連事業推進のための資金 ② 広告宣伝費用、③ 運転資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2022年11月～2024年10月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当社は2023年5月12日付で第5回新株予約権の全てを取得及び消却しております。

11. 発行要項

別紙に記載のとおりであります。

12. 本第三者割当の日程

- 2024年8月1日 本第三者割当に係る取締役会決議
- 2024年10月3日 本臨時株主総会(予定)  
定款変更の効力発生日
- 2024年10月7日 本普通株式の払込期日  
本新株予約権の割当日及び払込期日

## II. 定款の一部変更について

### 1. 定款変更の目的

定款変更については、本臨時株主総会において、本第三者割当の承認が得られることを条件とします。

### 2. 定款変更の目的

定款変更の内容は別紙3のとおりです。

### 3. 定款変更の日程

2024年8月1日 定款変更に係る取締役会決議

本臨時株主総会への定款変更に関する議案付議に係る取締役会決議

2024年10月3日 本臨時株主総会決議

定款変更の効力発生日

(別紙1) 普通株式 発行要項

株式会社ANAP 新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数  
普通株式 3,409,000 株
2. 募集株式1株当たりの払込金額 金 396 円
3. 払込金額の総額  
1,349,964,000 円
4. 申込期日 2024年10月7日
5. 払込期日 2024年10月7日
6. 出資の目的とする財産の内容及び価額
  - (1) 株式会社ネットプライス又はネットプライス事業再生有限責任事業組合が当社に対して有する債権  
(2023年10月13日付け取引基本約定書及び2024年7月2日付け取引基本約定書に基づき株式会社ネットプライスが当社に対して有する貸付金債権、または同債権をネットプライス事業再生有限責任事業組合が譲り受けることにより当社に対して有する貸付金債権)の合計額 金 850,000,000 円
  - (2) 金銭 499,964,000 円
7. 増加する資本金及び資本準備金の額  
増加する資本金の額 : 674,982,000 円  
増加する資本準備金の額 : 674,982,000 円
8. 募集の方法  
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。  
株式会社ネットプライス 505,000 株  
ネットプライス事業再生有限責任事業組合 2,904,000 株
9. 払込取扱場所  
株式会社りそな銀行 渋谷支店
10. その他
  - (1) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、当社臨時株主総会において、定款の一部変更に係る議案、募集株式及び新株予約権の発行に係る議案の承認が得られることを条件とする。
  - (2) 上記のほか、新株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

以上

(別紙2) 第6回新株予約権 発行要項

株式会社ANAP  
第6回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ANAP第6回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,828,160 円

3. 申込期日 2024年10月7日

4. 割当日及び払込期日 2024年10月7日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てる。

株式会社ネットプライス	7,575 個
ネットプライス事業再生有限責任事業組合	7,576 個
有限会社ジー・アイ・エム商事	2,525 個

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,767,600 株とする (本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、本項第 (2) 号及び第 (3) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第 (2) 号に定義する。以下同じ。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者 (以下、「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 17,676 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 160 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 1.6 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭もしくは対等額での当社に対する債権とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、

その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初 396 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

#### 10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日（「取引日」とは株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から 6 ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。
- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が 278 円（以下、「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場

合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に} \quad \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使期間

2024年10月7日から2029年8月31日（但し、2029年8月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日の14日後の日（先立つ30日間のうち当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。）

### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

### 14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

### 15. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式交付親会社の子会社となる株式交付又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交付親会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編対象会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式交付計画又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

#### (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編対象会社の同種の株式

#### (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

#### (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

#### (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

#### (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

### 16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

#### 20. 行使請求受付場所

株式会社ANAP 総務部

#### 21. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 渋谷支店

#### 22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を160円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第8項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（2024年7月31日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値440円を基に決定した。

#### 23. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

#### 24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、当社臨時株主総会において、定款の一部変更に係る議案、募集株式及び新株予約権の発行に係る議案の承認が得られることを条件とする。

以 上

(別紙3) 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 (1)～(21) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(22) 上記各号に附帯する一切の事業。</p>	<p>(目的) 第2条 (1)～(21) (現行どおり)</p> <p><u>(22) 映画、コンサート、演劇、各種イベントの企画、制作、運営およびこれらのチケット販売業務ならびにチケット販売代理業務</u></p> <p>(23) 上記各号に附帯する一切の事業。</p>
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>13,920,000</u>株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>35,530,000</u>株とする。</p>

以 上